

平成27年度 東京都普通交付税の算定結果について

本日、平成27年度の普通交付税額が決定され、総務大臣から通知されましたので、お知らせします。

<算定結果の概要>

○ 東京都は、昭和29年度の交付税制度発足以来引き続き、不交付団体となりました。

- 東京都の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分を合算し、東京都と特別区（23区）をあわせて1つの自治体とみなして行われます。

道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの

大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

- 道府県分と大都市分を合算した財源超過額は、9,407億円となりました。

(単位:億円)

区 分	27年度	26年度	増減額
基準財政収入額 A	45,152	42,266	2,886
道府県分	22,038	19,991	2,047
大都市分	23,115	22,276	839
基準財政需要額 B	35,745	35,203	542
道府県分	19,924	19,817	107
大都市分	15,821	15,386	435
財源超過額 A-B	9,407	7,064	2,344
道府県分	2,114	174	1,940
大都市分	7,293	6,890	404

注1) 平成25年度以降は、道府県分、大都市分ともに臨時財政対策債発行可能額はない。

注2) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

<算定結果に対する東京都の考え方>

- 地方交付税算定上の「財源超過額」は、限られた地方交付税の総額を全国の地方自治体に配分するため、国の定める基準により算定された配分技術上の数字であり、都財政の実態を表したものではありません。
- 大都市である東京都特有の膨大な財政需要が適切に反映されていません。

(詳細は別紙参照)

<問い合わせ先>

財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669

<参考> 算定結果に対する東京都の考え方

1 『財源超過額』が都財政の実態を表したものではないとは…？

- 地方交付税は、国が地方に代わって徴収する地方税であり、地方の固有財源です。この地方交付税は、自治体間の財源の均衡を図り、どの地域の住民にも一定の行政サービスが提供できるよう財源を保障するという役割を担っています。
- その総額は、国が策定する地方財政計画の中で、予め翌年度の額が決められます。
- この限られた地方交付税総額を全国の自治体に配分するため、国が総額と整合するように様々な係数を定めて調整を行い、個々の自治体の基準財政収入額と基準財政需要額が算定されます。
- 交付税算定上の「財源超過額」は、この基準財政収入額と基準財政需要額との差額に過ぎず、実際の大都市の財政需要が反映されたものではありません。



地方交付税算定は、予め決められた地方交付税総額を配分するための手続きであり、「財源超過額」は理論値として求められた配分技術上の数字に過ぎません

2 「大都市特有の財政需要が反映されていない」とは…？

- 例えば、次のような算定上の措置があげられます。
 - ・他の大都市と比べて著しく不合理な算定上の措置
 - 都は、規模や特徴を示す数字に上限値が設けられ、不合理な割落としを受けています。
- | | | | | |
|--------------|----------|--------|---|--|
| 昼間流入人口（区部） | 317万人 ⇒ | 72万人 | ▶ | 平成27年度分だけで
約4,000億円相当の需要額
が割落とし（都試算） |
| 人口集中地区人口（区部） | 895万人 ⇒ | 273万人 | | |
| 土地価格（1㎡当たり） | 35.5万円 ⇒ | 16.0万円 | | |
- ・大都市圏の財政需要の抑制
 - 近年、財政力の弱い地方圏の自治体へ手厚い配分がなされる中で、都をはじめとする大都市圏では、今後、社会保障関係需要の増大が見込まれているにも関わらず、大都市圏の財政需要の補正額が意図的に圧縮されています。
 - 都の大都市分の算定（平成26年度）▶ 平成19年度当時と比べて約1,700億円も圧縮



大都市である都特有の財政需要が適切に反映されているとは言えません

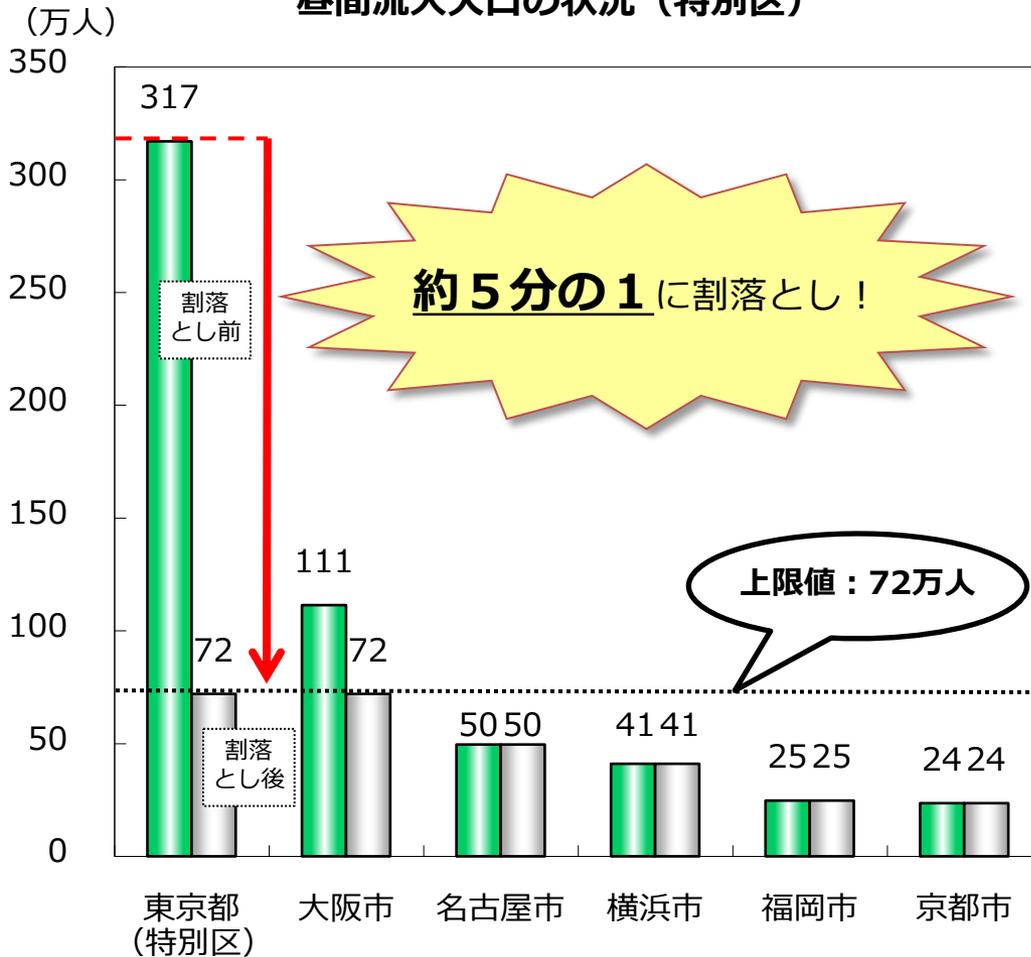
【個々の自治体の行政コストを一律で比較することは地方分権に逆行】

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」（骨太の方針）では、歳出効率化が進んでいるとされる自治体の経費水準を地方交付税の単価に反映する方針が示されており、こうした一律の行政コスト比較は、個々の自治体の人口や地理的条件等を踏まえない見直しにつながりかねず、地方分権に逆行するものです。
- 地方税財政制度の構築に向けては、地方の役割を十分に踏まえ、適正な財政需要に基づく、必要かつ十分な地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を堅持することが重要です。

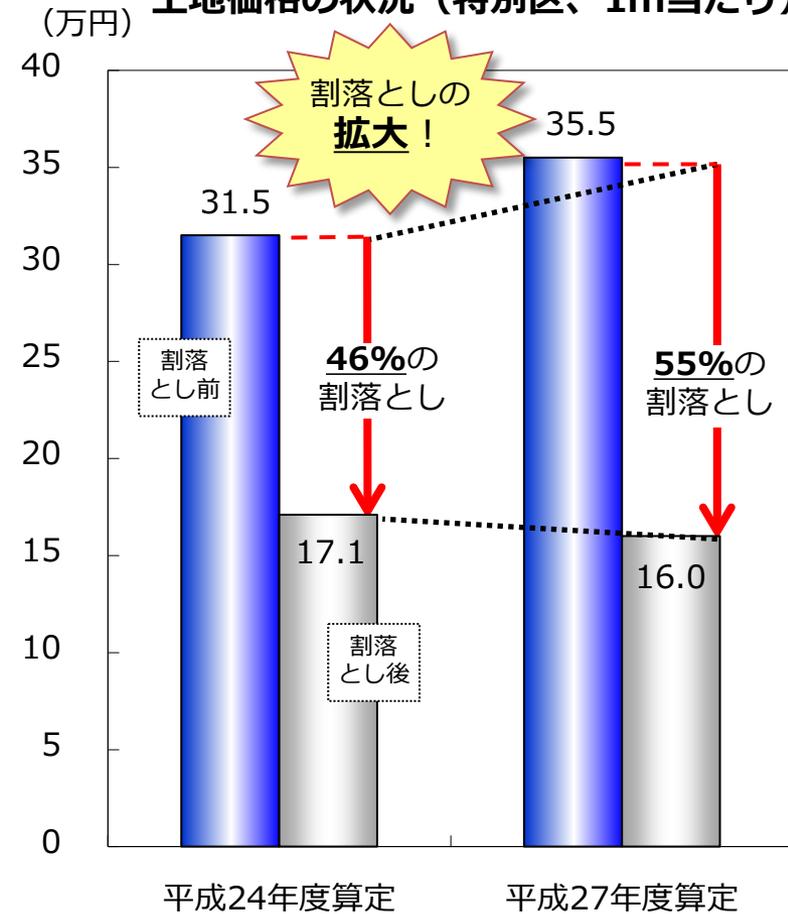
他の大都市と比べて著しく不合理な算定上の措置

都の大都市分では、昼間流入人口や土地価格などにおいて割落としを受けている

昼間流入人口の状況（特別区）



土地価格の状況（特別区、1㎡当たり）



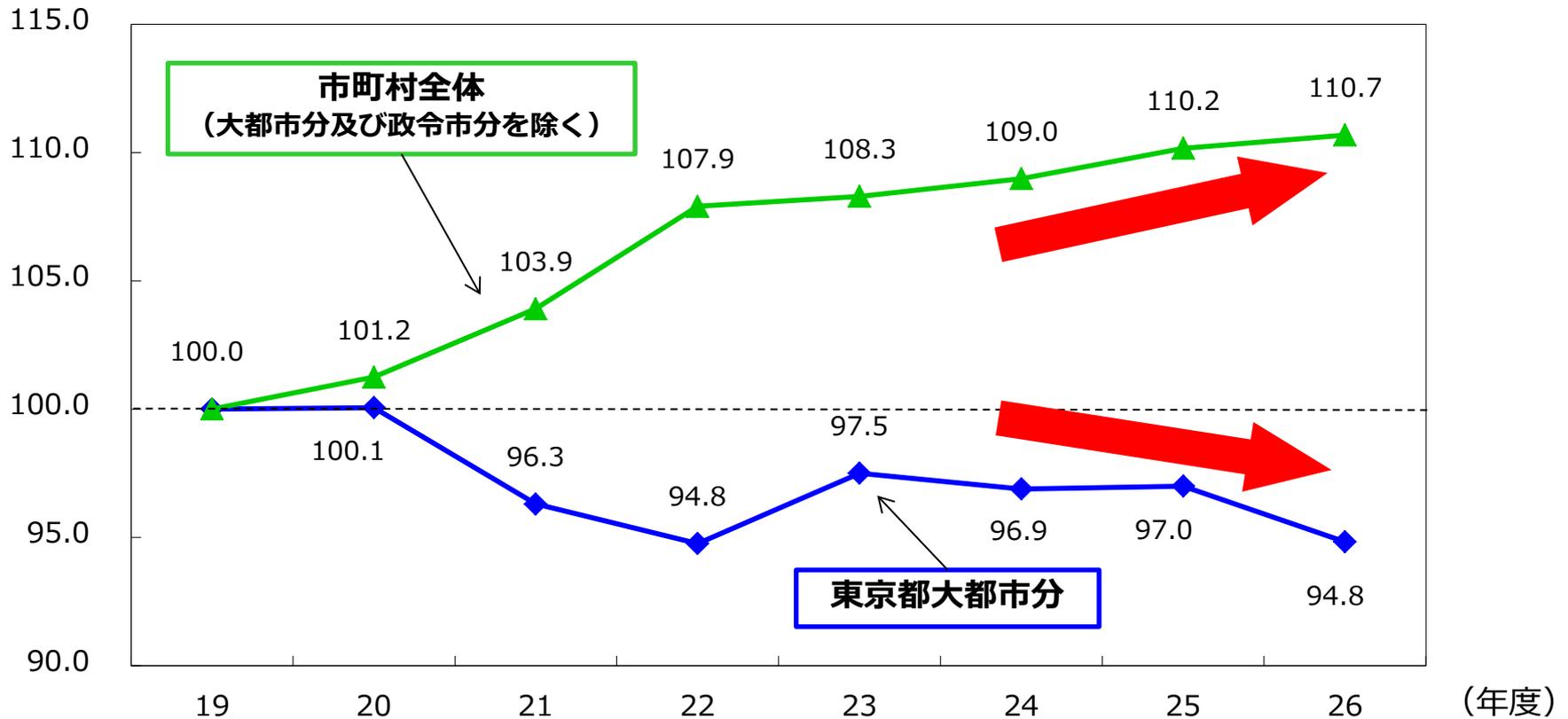
注1) 割落とし前の人口は、平成22年国勢調査における昼間流入人口

注2) 割落とし前の土地価格は、平成24年度算定までは19年度、25年度算定以降は24年度の「固定資産概要調書」の宅地の平均価格

大都市圏の財政需要の抑制 ①

近年、財政力の弱い自治体へ手厚く配分するための補正係数の引上げが行われている中で、大都市圏の財政需要を反映するための補正係数が引き下げられ、市町村全体と比べ都の大都市分は著しく抑制されている

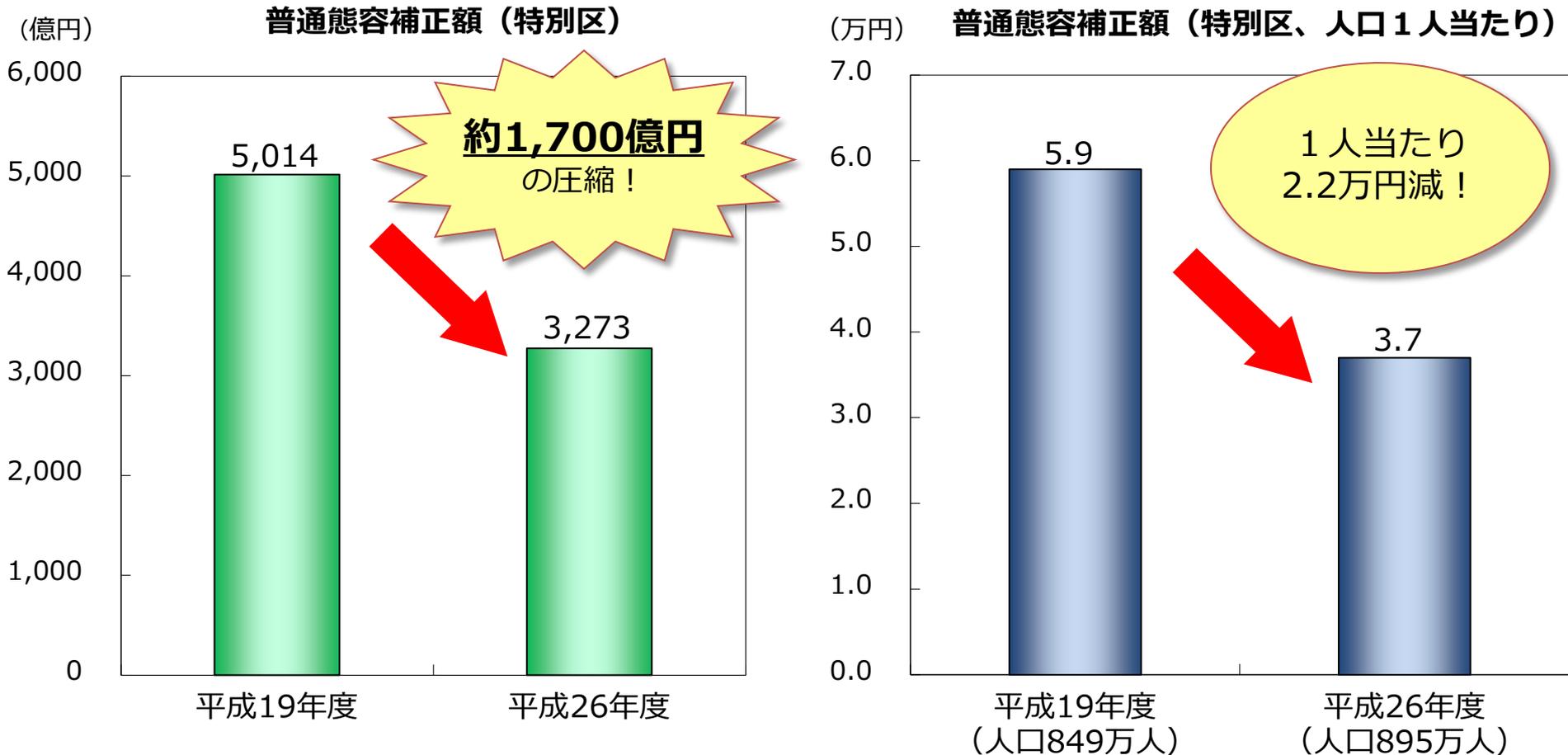
人口1人当たり基準財政需要額の推移（大都市分、平成19年度=100）



注1) 基準財政需要額は、臨時財政対策債発行可能額振替前の額
注2) 人口は、国勢調査を基準とした各年10月1日現在の推計人口

大都市圏の財政需要の抑制 ②

都の大都市分においては、都市化の程度などに応じた行政サービスに対応するための需要の割増額（普通態容補正額）が圧縮されている



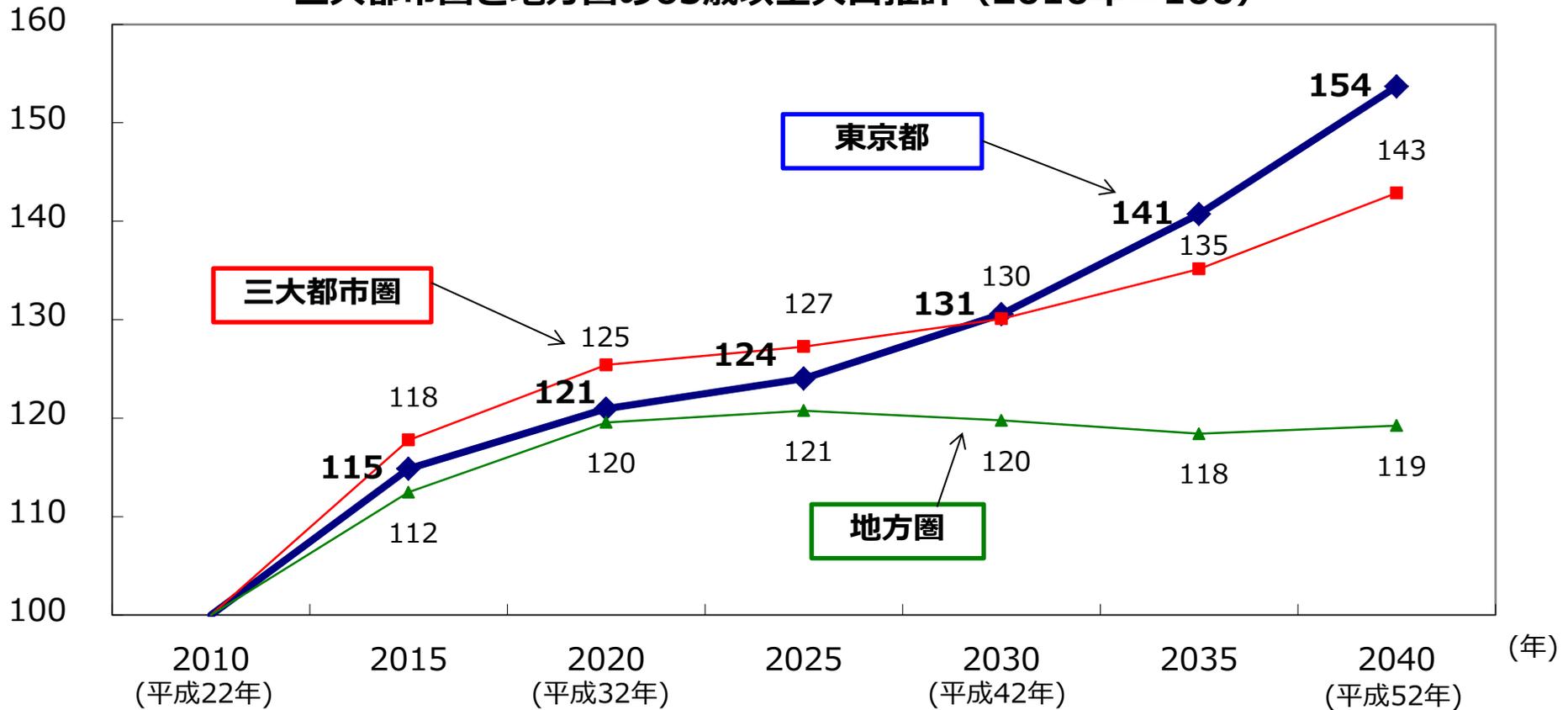
注1) 普通態容補正額の影響額の試算においては、給与差による影響を除いている

注2) 平成19年度の人口は17年国勢調査、26年度の人口は22年国勢調査における人口

東京の高齢者人口の将来推計

都の高齢者人口の増加率は地方圏を大きく上回っており、
今後も高齢化対策需要の大幅増が見込まれる

三大都市圏と地方圏の65歳以上人口推計（2010年 = 100）



三大都市圏：東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、名古屋圏（愛知県、岐阜県、静岡県、三重県）、大阪圏（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県）
地方圏：三大都市圏以外の道県

注）人口は、「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）における推計人口